

2011 年 7 月 5 日

「避難の権利」集会 in 福島
自主避難に求められる補償と行政支援 ～「避難の権利」確立に向けて～

「避難の権利」の根拠と実現に向けた戦略

福田健治¹

1. なぜ「避難の権利」なのか～今福島の人々が置かれている現状

1.1 なぜ避難なのか

1.2 なぜ権利なのか

2. 「避難の権利」の法的根拠と内容

2.1 「避難の権利」の法的根拠－憲法と国際法から

2.2 「避難の権利」の内容

3. 「避難の権利」実現に向けた戦略

3.1 対政府

3.2 対東京電力

¹ 弁護士（第二東京弁護士会所属）・ニューヨーク州弁護士。特定非営利活動法人メコン・ウォッチ副代表理事。ご連絡は東京駿河台法律事務所（03-3234-9133 / fukuda@surugadai.org）まで。

(参考資料)

○日本国憲法

・ 前文

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。(平和的生存権)

・ 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。(幸福追求権)

・ 25条1項

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する(生存権)

○経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)

・ 12条

1 この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

2 この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。

(a) 死産率及び幼児の死亡率を低下させるための並びに児童の健全な発育のための対策

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する(生存権)

○子どもの権利条約

・ 24条

1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。

(e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生(環境衛生を含む。)並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。